

米代川圏域流域治水協議会 規約（改正案）

（設置）

第1条 「米代川圏域流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、米代川圏域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求める事ができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求める事ができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 米代川圏域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができます。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 協議会及び幹事会の事務局は、能代河川国道事務所 調査第一課及び秋田県 建設部 河川砂防課が共同で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年9月18日から施行する。

令和 年 月 日に一部変更し施行する。

〈別表1〉

米代川圏域流域治水協議会 委員

委員	能代市長	
	北秋田市長	
	大館市長	
	鹿角市長	
	小坂町長	
	藤里町長	
	上小阿仁村長	
	秋田県	農林水産部長
	秋田県	建設部長
	農林水産省	東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所長
	林野庁	東北森林管理局 米代東部森林管理署長
	国土交通省	東北地方整備局 能代河川国道事務所長

〈別表2〉

米代川圏域流域治水協議会 幹事会 委員

委員	能代市	都市整備部 都市整備課長
	能代市	都市整備部 上下水道整備課長
	北秋田市	建設部 建設課長
	北秋田市	建設部 都市計画課長
	大館市	建設部 都市計画課長
	大館市	建設部 下水道課長
	鹿角市	建設部 都市整備課長
	鹿角市	建設部 上下水道課長
	小坂町	建設課長
	藤里町	生活環境課長
	上小阿仁村	建設課長
	秋田県	農林水産部 農地整備課長
	秋田県	農林水産部 森林整備課長
	秋田県	建設部 河川砂防課長
	秋田県	建設部 下水道マネジメント推進課長
	秋田県	建設部 都市計画課長
	農林水産省	東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所 企画課長
	林野庁	東北森林管理局 米代東部森林管理署 総括森林整備官
	林野庁	東北森林管理局 米代東部森林管理署 総括治山技術官
	国土交通省	東北地方整備局 能代河川国道事務所 副所長